

警報等発表時における小・中学校の対応について

< 警報が発表された場合の対応 >

■警報とは、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」をいう。

【登校前】・・・町内一斉放送による教育委員会からの指示

警報発令 ☆6時30分 町内一斉放送にて自宅待機の指示

「現在、白川町に〇〇警報が発表されています。児童生徒の皆さんと保育園児の皆さんは、自宅待機としますので、引き続き気象情報に十分注意して下さい。」

※6時30分までに警報が解除されている場合は、原則登校する。

警報解除 ☆町内一斉放送にて、登校の有無を指示

「発表されておりました、〇〇警報は、先ほど解除されました。児童生徒の皆さんは、学校の指示に従って登校して下さい。」

※警報解除になった場合、学校は次のことを行う。

- ① 通学路の安全確認を行う。
- ② スクールバスの発車時刻、始業時刻、弁当の準備等を各家庭に連絡する。
- ③ 登校状況及び地域の被害状況を把握し、町教委へ報告する。

【登校後】・・・学校長の判断（教育委員会への報告・連絡・相談）

警報発令 ☆原則、学校待機

※学校待機させる場合、学校は次のことを行う。

- ① 保護者に連絡する。
- ② 飲料水、食物を確保する。
- ③ 災害状況等、情報収集に努める。

警報解除 ☆気象状況、道路状況、交通状況などの安全を確認した上で速やかに帰宅させる。

※帰宅させる場合、学校は次のことを行う。

- ① 保護者に連絡する。
- ② 児童生徒のみで下校させない。
- ③ 自宅への到着確認を確実にを行う。
- ④ 全児童生徒の自宅への到着を確認後、町教委へ報告する。

[補足資料]

○警報解除後の授業の開始については、概ね以下の時間とする。

警報解除時間	授業開始時間	備考欄
午前6時30分以前	平常通り実施	
午前6時30分 ～午前11時	2時間後に始業 (目安)	給食の有無、弁当持参の有無については町内一斉放送及び各学校から連絡を行う。 [給食の有無の目安] 午前9時までに解除の場合は給食、それ以降の場合はおにぎり等の弁当を各自が持参する。
午前11時以降	休業	

○警報解除後の通学路の安全確認については、職員が目視による点検及びPTAの地区委員等への問い合わせ等により、万全を期して行うこと。

○警報解除後であっても、児童生徒のみで下校させない。職員がスクールバスへの同乗、集団下校時における引率、保護者への引き渡し等、保護者にも協力を要請し、児童生徒の安全の確保に努める。帰宅困難な児童生徒については、保護者と連絡をとり適切な対応をする。

○気象情報が継続している場合や保護者への引き渡しが遅れた場合などに、学校に待機させることを想定して、少なくとも1食分の食料や飲料水などを備蓄しておく。平成25年度は町の備蓄倉庫にあるものを利用し、平成26年度以降は各学校において保管、管理することとする。

○注意報が発令された場合や地域的な集中豪雨等が発生した場合についても、状況に応じて警報発令時の対応をとることもある。その場合の指示も、登校前においては町内一斉放送、登校後においては学校長による指示を原則とする。

○自宅待機時における家庭での過ごし方について、自らの命を守ることを第一に考えた行動をとるよう事前に指導しておく。